

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 25 年 12 月 20 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ホームプラザナフコ日野店 滋賀県蒲生郡日野町大字松尾字三斗 887 外 8 筆

2 意見の概要 日野町からの意見

(1) 近隣地域において、大規模小売店舗立地法に基づく別の事業者が同時期に店舗をオープンされる。開店当初の店舗出入口は、開店時期が重なることや利用者の経路の認知不足なども加わり交通渋滞が予測されるため、事前の経路周知や案内看板の設置、また、交通整理委員の適切な配置を行い、周辺道路の渋滞緩和および事故防止に最善を図ること。

(2) 自社から発生する廃棄物については、発生抑制、再利用、リサイクルを基本に努めること。生ごみについても、たい肥化等の減量化に努めること。また、周辺地域の環境保全と美化維持のため積極的に取り組むこと。なお、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合は、周辺自治会と本町と協議し、誠意を持って対策を講じること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1

日野町商工観光課 蒲生郡日野町河原一丁目 1

(2) 縦覧期間 平成 25 年 12 月 20 日から平成 26 年 1 月 20 日まで